

平成 29 年 2 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社アサツー ディ・ケイ  
代表者名 代表取締役社長 植野 伸一  
(東証第一部 コード番号：9747)  
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション室長 中島 香  
Tel 03 (6830) 3855

(開示事項の経過報告) 当社連結子会社による不適切な会計処理についてのお知らせ  
(当社調査結果)

平成 28 年 12 月 27 日付「当社連結子会社による過年度における不適切な会計処理に関するお知らせ」、平成 29 年 1 月 6 日付「当社連結子会社による不適切な会計処理にかかる特別調査委員会による調査報告書の受領に関するお知らせ」、平成 29 年 1 月 10 日付「当社連結子会社による不適切な会計処理にかかる特別調査委員会による調査報告書の公表に関するお知らせ」、平成 29 年 1 月 31 日付「(開示事項の経過報告) 当社連結子会社による不適切な会計処理についてのお知らせ」、平成 29 年 2 月 6 日付「(開示事項の経過報告) 当社連結子会社による不適切な会計処理についてのお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社が平成 28 年 9 月に買収し、当社の連結子会社となった株式会社ゴンゾ（以下、「ゴンゾ」といいます。）において、買収以前に不適切な会計処理が行われておりました。

当社は、当該不適切な会計処理に関し、特別調査委員会がフォレンジック調査等で指摘した事項を踏まえ、必要な調査を行ってまいりました。ゴンゾの過年度決算の訂正につきましては、平成 29 年 2 月 6 日付でお知らせいたしましたとおり、同日の時点で確定しておりましたが、再発防止策の策定のためには、不適切な会計処理を行っていた乙氏の動機の解明が必要不可欠であるものの、同日の時点では解明ができておらず、また、平成 29 年 1 月 10 日付で公表いたしました「調査報告書」（公表版）（以下、単に「調査報告書」といいます。）において、乙氏の動機として、「乙氏は、常に mn 社のエグジットを意識して、会計処理を行っていたことが推測される。」、「乙氏は、ゴンゾ株式の ADK への売却が促進されることについて間接的なメリットを享受する地位にあった（すなわち、売上の架空計上等を行う動機があった）と評価することは可能であろう。」と記載されていたことから、引き続き確認をしてまいりました。

確認の結果、昨日、乙氏による不適切な会計処理は、ゴンゾが資金繰りに窮した当初に行った不適切な会計処理を隠蔽するために行われたものと判断いたしましたため、本日、ここにお知らせする次第でございます。なお、以下で用いる用語は、原則、調査報告書の用語を指すものいたします。

## 記

第1 当社による調査の概要.....	4
1. 調査の目的.....	4
2. 調査チームの構成、調査期間.....	4
(1) 調査チームの構成.....	4
(2) 調査期間.....	5
3. 調査の方法等.....	5
(1) 関係者へのインタビュー.....	5
(2) 会計データおよび関連資料の閲覧、検討.....	5
(3) 取引先等への取引照会および残高確認.....	6
(4) デジタルフォレンジック調査.....	6
第2 各指摘事項に係る認定事実およびのれんへの影響額.....	6
1. c社との資金取引および売上取引.....	6
(1) 特別調査委員会の認定事実・指摘事項.....	6
(2) 当社の調査結果に基づく認定事実.....	6
(3) 平成28年9月末ののれんに与える影響額.....	8
2. b社との取引について.....	8
(1) 特別調査委員会の認定事実・指摘事項.....	8
(2) 当社の調査結果に基づく認定事実.....	9
(3) 平成28年9月末ののれんに与える影響額.....	9
3. d社との取引について.....	9
(1) 特別調査委員会の認定事実・指摘事項.....	9
(2) 当社の調査結果に基づく認定事実.....	10
(3) 平成28年9月末ののれんに与える影響額.....	10
4. ゴンゾと乙氏および甲氏との資金取引について.....	11
(1) 特別調査委員会の認定事実・指摘事項.....	11
(2) 当社の調査結果に基づく認定事実.....	13
(3) 平成28年9月末ののれんに与える影響額.....	14
5. qq社との取引.....	14
(1) 特別調査委員会の認定事実・指摘事項.....	14
(2) 当社の調査結果に基づく認定事実.....	15
(3) 平成28年9月末ののれんに与える影響額.....	15
6. X国プロジェクトについて.....	16
(1) 特別調査委員会の認定事実・指摘事項.....	16
(2) 当社の調査結果に基づく認定事実.....	16

(3) 平成 28 年 9 月末ののれんに与える影響額.....	16
7. 調査報告書に記載の取引以外の不適正な会計処理の有無について .....	16
(1) 当社の調査結果に基づく認定事実 .....	16
(2) 平成 28 年 9 月末ののれんに与える影響額.....	17
第 3 本件疑義等の発生原因について .....	18

## 第1 当社による調査の概要

### 1. 調査の目的

当社は、ゴンゾ買収後、平成 28 年 9 月 26 日に、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人（以下「当社会計監査人」という。）から、会計監査の過程において、ゴンゾにおいて買収以前の期間に不適切な会計処理がなされた可能性がある（以下「本件疑義」という。）との指摘を受け、本件疑義への対応として、当社およびゴンゾとは利害関係を有しない中立・公正な外部の専門家から構成される特別調査委員会（委員長：宇澤亜弓（公認会計士・公認不正検査士）委員：石井輝久（弁護士）委員：熊谷真喜（弁護士）以上 3 名）を設置し、本件疑義にかかる事実関係の解明と、当該事実関係に係る会計処理について問題点がある場合の原因解明およびその再発防止策の提言等を得るべく、厳正かつ徹底した調査を進めていた。

その後、当社は、平成 29 年 1 月 6 日付で特別調査委員会より調査報告書を受領したが、当該調査報告書第三部には、それまで当社が認識していなかった資金取引を利用した架空売上の計上および簿外債務の存在の可能性が指摘されていた。また、特別調査委員会の調査によっても、事実関係を特定できなかったとして、不適切な会計処理の可能性がある旨のみを指摘するにとどまっているいくつかの取引があったため、当社は、調査報告書受領後ただちに、以下を目的として必要な調査を実施した。

- ① 調査報告書において事実関係が特定されている取引についての事実確認
- ② 調査報告書において事実関係が特定されておらず、不適切な会計処理の可能性があると指摘されている取引についての事実関係の解明ならびに会計処理の妥当性の検証および訂正額の集計
- ③ 調査報告書指摘事項以外の不適切な会計処理の有無についての確認
- ④ 関係者の処分、再発防止策の検討を目的とした本件疑義等の発生原因の究明

### 2. 調査チームの構成、調査期間

#### (1) 調査チームの構成

本件調査の実施に当たっては、決算スケジュールの制約上、調査期間が非常に限られていたこと等から、特別調査委員会による継続調査とはせず、調査チームを社内に組成し、社外の専門家の補助のもと調査を実施した。本件調査の補助を行った専門家は以下のとおりである。

有限責任あずさ監査法人

内山 貴史 （パートナー・公認会計士）

他 12 名

株式会社 KPMG FAS

高岡 俊文 (パートナー・公認会計士)

他 6 名

なお、森・濱田松本法律事務所に所属する三浦 亮太 (パートナー・弁護士) 他 3 名の弁護士から、必要に応じ、法的見地からのアドバイスを受けている。

## (2) 調査期間

本件調査の調査期間は、平成 28 年 1 月 11 日から平成 29 年 2 月 19 日までである。

## 3. 調査の方法等

本件調査では、①ゴンゾ関係者に対するインタビュー、②会計データ等の分析・検討、③取引先等への取引照会、残高確認、④電子メールを含むパーソナルコンピューター等に保存されていたデータの調査・分析 (デジタルフォレンジック調査) により、調査を実施した。

### (1) 関係者へのインタビュー

本件調査において、当社は、特別調査委員会の調査への協力が得られなかった、ゴンゾ財務経理部 C 氏に対するインタビュー 1 回、b 社代表取締役 D 氏に対するインタビュー 2 回を含む、計 11 回のインタビューを実施した。

対象者	所属・役職等	回数
甲氏	ゴンゾ代表取締役社長	1 回
乙氏	ゴンゾ取締役副社長	5 回
A 氏	ゴンゾ管理部門財務経理部課長	1 回
C 氏	元ゴンゾ財務経理部	1 回
D 氏	b 社代表取締役	2 回
X 氏	ゴンゾ財務経理部	1 回

### (2) 会計データおよび関連資料の閲覧、検討

本件調査において、当社は、特別調査委員会が閲覧・検討した資料の他、特別調査委員会への提出が拒否された c 社の会計資料および c 社名義の普通預金通帳ならびに甲氏および乙氏個人の預金通帳についても閲覧、検討を実施した。

- (3) 取引先等への取引照会および残高確認  
本件調査において、当社は、b 社、d 社、p 社、cc 社、pp 社に対して、取引照会および残高確認を実施した。
- (4) デジタルフォレンジック調査  
本件調査において、当社は、特別調査委員会の保全した電子データ（電子メール、ワードファイル、エクセルファイル、および PDF ファイル等）を入手し、当社が必要と認めた追加的な分析・検討を実施した。

## 第2 各指摘事項に係る認定事実およびのれんへの影響額

### 1. c 社との資金取引および売上取引

#### (1) 特別調査委員会の認定事実・指摘事項

特別調査委員会の調査報告書では、c 社は実質的にゴンゾが支配する会社であり、ゴンゾは c 社を利用して、債権流動化事業を行っている p 社から資金調達を行っていたこと、および以下（ア）～（オ）の事実が指摘されている。

- (ア)平成 28 年 3 月 31 日付けで、c 社から資金を調達した残高 83,288,299 円を前受金勘定から制作売上高に振り替える仕訳を計上しているが、前受金勘定は、c 社を経由して p 社から調達した資金であって売上ではないこと
- (イ)ゴンゾは p 社から調達した資金に係る支払手数料を平成 27 年 3 月期以降計上していなかったこと
- (ウ)ゴンゾには簿外債務が存在する可能性があること
- (エ)ゴンゾは平成 27 年 3 月期（中間期を含む）から c 社を連結子会社として、連結財務諸表を作成する必要があったこと
- (オ)ゴンゾは平成 28 年 5 月 31 日以降も c 社との間で外注加工費としての実態のない入出金取引を行っていること

#### (2) 当社の調査結果に基づく認定事実

当社による関係者へのインタビュー、c 社の会計資料および c 社名義の普通預金通帳の閲覧および検討、p 社に対する取引照会および残高確認の結果、調査報告書の結論を反証する新たな事実は認識されず、ゴンゾが債権譲渡という形式を用いて頻繁に（c 社を通じて）p 社から資金を調達し、当該取引について事実とは異なる会計処理をしていたこと、および特別調査委員会の認定事実および指摘事項（ア）～（オ）に関して以下の事実が認められた。

(ア)平成 28 年 3 月 31 日付けで、c 社から資金を調達した残高としての前受金勘定から制作売上高に振り替える仕訳を計上しているが、当該取引については、契約書等の証憑が何ら残されておらず、売上取引の実在性を立証するに足る資料はなく、調査報告書の指摘のとおり、架空売上であった。

(イ)ゴンゾは c 社を通じて p 社に対して支払手数料（利息相当額）を支払っているものの、費用計上処理ではなく負債のマイナスとして処理していた。しかし、支払手数料（利息相当額）はその性質上、資金調達取引に係る支払利息であるため、調査報告書の指摘のとおり、資金調達時から返済時までの期間にわたって支払利息を計上すべきであった。なお、各期においてゴンゾが計上すべきであった支払利息は、以下のとおりである。

対象期	要費用計上額
平成 26 年 9 月期	13,464,198 円
平成 27 年 3 月期	32,008,827 円
平成 27 年 9 月期	19,028,864 円
平成 28 年 3 月期	34,983,564 円
平成 28 年 9 月期	21,620,920 円

(ウ)上記 (ア)、(イ) および下記 (オ) の会計処理の結果、平成 28 年 9 月末時点において、(3) 平成 28 年 9 月末ののれんに与える影響額に記載されている簿外債務、簿外資産が存在していることが確認された。

(エ)乙氏および b 社 D 氏へのインタビューの結果、以下を除き、調査報告書に記載されている事実を反証する新たな事実は認識されず、ゴンゾは平成 27 年 3 月期（中間期を含む）から c 社を連結子会社として、連結財務諸表を作成する必要があった。なお、b 社 D 氏に対する c 社株式の譲渡取引に関しては単なる仮装取引ではなく一定の口頭合意が認められたものの最終的な譲渡契約書が締結されておらず、また、依然として c 社の記帳業務や入出金業務をゴンゾが行なっており、実質的にゴンゾの支配下にあることに変わりはないことから、平成 28 年 9 月末においてもゴンゾの子会社として連結する必要があった。なお、平成 28 年 9 月末において連結すべき c 社の財務諸表は (3) 平成 28 年 9 月末ののれんに与える影響額に記載のとおりである。

(オ)乙氏へのインタビューの結果、平成 28 年 5 月 31 日以降、c 社との間で外注加工費として処理されている取引は、調査報告書の記載のとおり、

実質的にはc社を通したp社からの資金調達取引であり、c社への入出金は外注加工費ではなく借入金で処理すべき取引であった。

(3) 平成28年9月末ののれんに与える影響額

あるべき会計処理への修正による平成28年9月末時点ののれんの増加額は201,963,210円である。

なお、のれんの増加額の内訳である平成28年9月末時点の簿外債務、簿外資産、誤った会計処理の累積により生じた負債の過少計上額、c社の財務諸表は以下のとおりである。

・ 簿外債務（△表記）、簿外資産、負債の過少計上額の戻し	
p社からの借入金	△134,844,409円
乙氏からの借入金	△10,000,000円
c社への未払金	△44,897,925円
負債の過少計上額の戻し	△18,689,421円
未収消費税	6,468,545円
・ c社の財務諸表	
b社D氏への預け金	4,000,000円
b社への預け金	12,500,000円
cc社への預け金	23,458,684円
ゴンゾに対する未収入金	44,897,925円
甲氏からの預り金	△62,990,000円
乙氏からの預り金	△22,674,000円
その他諸口	807,391円

2. b社との取引について

(1) 特別調査委員会の認定事実・指摘事項

特別調査委員会の報告書では、b社との取引について、以下の2点が指摘されている。

(ア)ゴンゾは、平成28年3月期において、回収が滞っている海外滞留債権48,121,938円をb社に譲渡し、その一部の代金12,000,000円をb社より受取っているが、当該売却取引は貸倒引当金の計上を回避するために、買取り原資をゴンゾの簿外資金（c社預金口座）から拠出した偽装取引であったこと

(イ)b社に対する売上取引（作品mmm）について、b社を売上先とすることに係る経緯に対して疑義がある旨



(2) 当社の調査結果に基づく認定事実

当社による関係者へのインタビュー、c社名義の普通預金通帳の閲覧および検討、b社への取引照会および残高確認、ゴンゾの売掛金滞留状況の確認の結果、以下の事実が確認された。

(ア)調査報告書の指摘のとおり、海外滞留債権 48,121,938 円の譲渡取引は、貸倒引当金の計上を回避するための仮装取引であった。しかし、平成 28 年 9 月末時点で未引当の債権のうち、qq 社への債権 18,600,000 円以外に長期間滞留している債権はなく、追加で貸倒引当金を計上すべき債権は認識されなかった。なお、上記 qq 社への債権については、「5. qq 社との取引」において検討している。

(イ)b社に対する売上取引(作品 mmm)について、b社を売上先とすることについては合理性が確認された。しかし、b社への債権債務残高確認の結果、売上高については 10,300,000 円ではなく、6,695,000 円が妥当であった。

(ウ)b社への残高確認の結果、b社の認識している債権債務の金額とゴンゾの認識している債権債務の金額に差異が生じていた。この点に関して関係者へインタビューした結果、b社からの外注にかかる売上取引と、b社へのプロジェクトマネジメントの委託料および CG 制作業務の外注費が適切に会計処理されていないことが判明した。これにより、平成 28 年 9 月末時点において、b社に対する売掛金 5,849,658 円、買掛金 6,469,863 円が簿外となっており、また、売上として計上すべき 3,456,054 円が仮受金として計上されていたため、負債が過大計上となっていた。

(3) 平成 28 年 9 月末ののれんに与える影響額

上記、(2) (イ) および (ウ) をあるべき会計処理に修正することによる平成 28 年 9 月末時点ののれんへの影響額は、(イ) によるのれんの増加額と (ウ) によるのれんの減少額が相殺される結果、軽微である。

3. d 社との取引について

(1) 特別調査委員会の認定事実・指摘事項

特別調査委員会の調査報告書では、d 社との取引について、以下の 2 点が指摘されている。

(ア)ゴンゾは平成 28 年 3 月 31 日に、d 社に対して 18,518,519 円の制作売上を計上しているが、当該取引は架空売上である。なお、d 社はゴンゾの外注先である一方、資金調達先となっている。

(イ) ゴンゾは平成 24 年 3 月 30 日の d 社からの入金 25,200,000 円を仮受金で計上した後、同日「oo 投資回収売上」として売上を計上している。この点に関して特別調査委員会がメールを分析した結果、①投資回収売上であるにもかかわらず、入金後に契約書を作成している旨を乙氏が C 氏に伝えていること、②d 社が資金調達先としての性格を有する取引先であること、③入金のと期と併せて考えると、当該売上取引に係る実在性に疑義があることが確認された。なお、ゴンゾは、平成 25 年 4 月 1 日および平成 27 年 9 月 15 日から平成 28 年 3 月 15 日にかけて、上記入金額に相当する 26,630,280 円を d 社に出金している。当該出金取引は、仮払金または買掛金のマイナスで計上され、仮払金または買掛金のマイナスはそれぞれ、特別損失または外注加工費のマイナスに振り替えられている。

(2) 当社の調査結果に基づく認定事実

当社による関係者へのインタビュー、ゴンゾの会計データおよび関連資料の閲覧および検討の結果、以下の事実が確認された。

(ア) d 社に対して平成 28 年 3 月 31 日に計上している 18,518,519 円の制作売上について、調査報告書の指摘を反証する新たな事実は認識されず、当該売上は架空売上であった。なお、ゴンゾは平成 28 年 8 月 1 日に当該売上計上を戻す仕訳を計上している。

(イ) 平成 24 年 3 月 30 日の d 社からの入金 25,200,000 円を「oo 投資回収売上」として売上計上している取引、およびその後の特別損失、外注加工費の計上取引の実態は、以下の理由により著作権を担保とした資金取引であった。

- ・ d 社との間で著作権の一部を譲渡する契約書が存在するものの、入金額に相当する著作権料の支払いが完了した時点で、譲渡した著作権をゴンゾに返還する口頭合意があったとされていること
- ・ 譲渡対象となったタイトルはゴンゾの代表的なタイトルであり、譲渡時点で、将来において譲渡対価と同額以上の著作権収入が見込まれたため、上記口頭合意を前提とし、著作権が返還される蓋然性が非常に高かったこと

ただし、当該取引は平成 28 年 9 月末時点まで完了しており、消費税以外は平成 28 年 9 月末ののれんに影響しない。

(3) 平成 28 年 9 月末ののれんに与える影響額

上記、(2) (ア) は平成 28 年 8 月 1 日に売上を戻す仕訳が計上されている

ことから、平成 28 年 9 月末時点ののれんへの影響はない。また (イ) をあるべき会計処理へ修正することによる平成 28 年 9 月末時点ののれんへの影響額は軽微である。

#### 4. ゴンゾと乙氏および甲氏との資金取引について

##### (1) 特別調査委員会の認定事実・指摘事項

特別調査委員会の調査報告書では、ゴンゾと乙氏および甲氏との資金取引について、以下の事項が指摘されている。

##### (ア) ゴンゾと乙氏との資金取引

ゴンゾの普通預金口座において、乙氏との資金取引が頻繁に行われていた。当該資金取引は、基本的にはゴンゾの資金繰りのためと認められるが、資金取引の実態は極めて不透明で検証し難いものであり、各期末におけるゴンゾと乙氏との間の貸借ポジションおよび残高は不明である。

また、乙氏は、自己資金および第三者からの調達資金をゴンゾに入っていたとされているが、ゴンゾと乙氏との間の資金取引に利息は発生させていないとのことであった。ただし、少なくとも乙氏が第三者から調達した資金については、それが実質的にはゴンゾの債務であるとの認識に立てば、調達資金に係る利息相当額については、ゴンゾにおいて簿外債務となっている可能性がある。このことは、期末直前に、乙氏に対する未払金が赤残になっていたことから窺われる。

##### (イ) ゴンゾと甲氏との資金取引

ゴンゾと甲氏との間においても、不明朗な未払金勘定の増減が認められるが、①甲氏に対する未払金の増減額は乙氏に比較してさほど多くはないこと、②未払金の中には未払報酬も含まれていること、③甲氏は、基本的にゴンゾの会計処理の詳細に積極的に関与していないことに鑑みると、乙氏が行っていた問題が指摘されている資金取引と同質の取引があったとまでは認められない。

##### (ウ) 乙氏、甲氏に対する未払金の赤残の解消のための不明朗な会計処理

ゴンゾと乙氏との間の資金取引の結果、以下の各期末において、乙氏に対する未払金の赤残が発生しており、また、甲氏に対する未払金についても期末直前に赤残が発生している。ゴンゾは当該赤残に対して決算処理として以下の処理を行っていた。

##### ・平成 27 年 3 月期

平成 27 年 3 月 2 日に乙氏に対する出金 117,000,000 円を未払金で処理した結果、補助科目「乙氏」の「未払金」の赤残が△98,706,459 円発生。当該赤残のうち、△99,006,459 円が期末に赤残のまま残っていた。

これに対して、仮受金で処理していた pp 社からの入金 105,300,000 円のうち 89,291,567 円との相殺処理を行い、また、甲氏の未払金残高を乙氏の未払金残高へ 9,714,892 円振替えることで赤残を解消した。

・平成 27 年 9 月期

上記 pp 社からの入金のうち、平成 27 年 3 月期に前受金として計上した 26,808,433 円と、当期における pp 社からの入金額 2,802,870 円、および、乙氏からの現金受取り 8,172,264 円により乙氏に対する未払金の赤残を解消した。この結果、補助科目「乙氏」の「未払金」残高は 9,827,957 円となっている。また、甲氏からの現金受取り 12,079,574 円により甲氏に対する未払金の赤残を解消した。この結果、補助科目「甲氏」の「未払金」残高は 0 円となっている。

なお、調査報告書では、平成 27 年 9 月期において乙氏、甲氏から受け取った現金については、受取りの翌日である平成 27 年 10 月 1 日に同額の出金処理が行われており、さらにその翌日である平成 27 年 10 月 2 日には、c 社から同額の入金が仮受金で処理されているが、ゴンゾの預金通帳上は「預入れ (244)」と記帳されているため、平成 27 年 9 月期における入金処理の原資は c 社からの入金であり、計上時期のタイミングをごまかすために、銀行振込みではなく「小口現金」として現金で受け取ったとの会計処理をしたものと推察している。

・平成 28 年 3 月期

平成 28 年 3 月期においては、乙氏に対する未払金の赤残は、実態が不明の会議費 3,335,388 円および仮払消費税 266,830 円の未払金計上、ならびに補助元帳「W 氏」の未払金との相殺処理 2,497,298 円により解消している。また、甲氏に対する未払金の赤残は、実態が不明の会議費 4,203,052 円および仮払消費税 336,244 円の未払金計上により解消している。

さらに、c 社への出金としてゴンゾの普通預金口座から出金された 43,050,000 円を原資とした可能性がある乙氏からの入金 6,000,000 円が平成 28 年 3 月 31 日に未払金で処理されており、当該取引も未払金の赤残を解消するための取引であった可能性が否定できないとされている。

(エ) 乙氏による資金流用の可能性

ゴンゾと乙氏の資金取引の実態が不透明となっている状況があり、また、平成 26 年 4 月以降は、c 社経由で p 社から資金調達が可能になったことに鑑みると、乙氏の個人的な用途のための資金流用の可能性さえも否定できない状況である。

(2) 当社の調査結果に基づく認定事実

当社による関係者へのインタビュー、乙氏および甲氏の個人口座の通帳の閲覧および分析ならびにゴンゾの会計データおよび関連資料との照合、pp 社への取引照会および残高確認の結果、以下の事実関係が確認された。

(ア) ゴンゾと乙氏との資金取引

調査報告書の指摘のとおり、乙氏との資金取引が頻繁に行われており、補助科目「乙氏」の「未払金」勘定で会計処理されていた。当該資金取引は、基本的にはゴンゾの資金繰りのためであり、乙氏は、自己資金および第三者からの調達資金をゴンゾに入れていた。なお、少なくとも乙氏が第三者から調達した資金に係る支払利息については、実質的にはゴンゾの債務に係る支払利息であり、当該支払利息は費用処理されずに未払金のマイナスで処理されていたため、簿外債務が存在していた。

なお、平成 28 年 9 月末において存在していた乙氏に対する簿外債務は (3) 平成 28 年 9 月末ののれんに与える影響額の内訳に記載している。

(イ) ゴンゾと甲氏との資金取引

ゴンゾと甲氏の間にも資金取引は存在していたが、乙氏ほどは頻繁ではなく、また無利息の取引であったため、資金取引による簿外債務は存在していなかった。

なお、平成 28 年 9 月末において存在していた甲氏に対する簿外債務は (3) 平成 28 年 9 月末ののれんに与える影響額の内訳に記載している。

(ウ) 乙氏、甲氏に対する未払金の赤残の解消における不明朗な会計処理

・平成 27 年 3 月期、9 月期

乙氏へのインタビューの結果、平成 27 年 3 月 2 日の乙氏に対する出金 117,000,000 円のうち、30,000,000 円は甲氏に対する未払金の支払いが乙氏を経由して実行されたものであり、30,000,000 円は乙氏に対する未払金の支払いであった。また、残りの 57,000,000 円は乙氏が第三者から調達してきた借入の返済であった。一方で、同日の pp 社からの 105,000,000 円の入金は、pp 社への債権譲渡により受け取った対価の一部であった。そのため、乙氏への出金取引により生じた未払金の赤残と、pp 社への債権譲渡により生じた仮受金または前受金は相殺すべき取引ではなかった。また、pp 社との債権譲渡取引はその後も継続的に実施されていたが、ゴンゾでは支払割引料を計上しておらず、平成 28 年 9 月末までに発生した支払割引料 29,438,050 円が、平成 28 年 9 月末において簿外債務となっていた。

・平成 28 年 3 月期

平成 28 年 3 月期における会議費を利用した赤残の解消については、会議費を計上するにたる証憑が存在しておらず、会議費計上額 7,538,440 円は、実態のない経費計上であった。

(エ) 乙氏による資金流用の可能性

関係者へのインタビュー、および乙氏とゴンゾ間の資金取引の精査の結果判明した、各期末におけるゴンゾと乙氏との間の貸借ポジションの確認の結果、乙氏が個人的な用途のために資金流用した事実は判明しなかった。

(3) 平成 28 年 9 月末ののれんに与える影響額

あるべき会計処理への修正による平成 28 年 9 月末時点ののれんの増加額は 115,228,059 円である。

なお、のれんの増加額の内訳である平成 28 年 9 月末時点の簿外債務等の金額は以下のとおりである。(△表記は負債の増加)

乙氏が第三者から調達した資金に係る利息 の計上による未払の増加	△78,487,698 円
乙氏の経費計上漏れによる未払の増加	△5,233,165 円
乙氏の報酬計上漏れによる未払の増加	△8,550,000 円
甲氏の経費計上漏れによる未払の増加	△1,053,193 円
平成 28 年 3 月期の実態のない経費計上の戻 しによる未払の減少	7,538,440 円
pp 社との債権譲渡取引に係る支払手数料の 計上による未払の増加	△29,438,050 円
その他諸口	△4,393 円

5. qq 社との取引

(1) 特別調査委員会の認定事実・指摘事項

特別調査委員会の調査報告書では、qq 社との取引について、以下の事項が指摘されている。

(ア)平成 28 年 2 月の qq 社への出金 21,600,000 円を仮払金で処理し、翌月の平成 28 年 3 月 31 日において、作品 fff の制作中止を理由として、決算整理仕訳でその他特別損失に振替処理をしている。詳細は不明であるものの、支払時期、損失計上時期、損失計上理由等から、実態は何らかの貸借に係る資金取引であった可能性が思慮される。

(イ)平成 28 年 3 月期の決算整理仕訳において、qq 社に対して「コンサル料」

として 30,000,000 円の売上を認識し、売掛金を計上している。当該売掛金は、翌期の平成 28 年 5 月 31 日および 8 月 31 日に、それぞれ 14,999,580 円ずつ合計 29,999,160 円が回収されているが、一方で、平成 28 年 6 月 15 日、7 月 15 日、8 月 15 日に外注費の名目でそれぞれ 10,000,000 円ずつ合計 30,000,000 円がゴンゾから qq 社に支払われており、上記売掛金の回収は、当該外注費名目で支払った合計 30,000,000 円が原資としてなされた可能性がある。その場合には、平成 28 年 3 月期の売上取引が架空売上であったことになる。

(2) 当社の調査結果に基づく認定事実

当社による関係者へのインタビューならびに関連資料の閲覧および検討の結果、以下の事実が確認された。

(ア) qq 社に対するコンサルティング活動の実態はなく、コンサルティング料名目の入金、特別損失または外注費として計上された出金取引の実態は、資金取引であった。なお、qq 社からゴンゾに対して業務が発注される場合は、当該業務の適正報酬額から資金取引残高を減額した金額で業務が発注されていた。

(イ) 平成 28 年 3 月期に特別損失として計上された出金取引は、平成 27 年 3 月期にコンサルティング料名目で入金された資金について、qq 社からゴンゾへの発注が見込まれなかったことから、その一部を返金した取引であった。また、平成 28 年 6 月 15 日以降 3 回にわたって外注費として計上された出金取引は、平成 28 年 3 月期にコンサルティング料の売掛金として計上され平成 28 年 5 月 31 日および 8 月 31 日に回収された入金取引について、qq 社からゴンゾへの発注が見込まれなかったことからその一部が返金された取引であった。そのため、平成 28 年 9 月末時点において、売掛金が 2,400,000 円過大計上、預り金が 10,800,000 円過少計上となっていた。

(ウ) また、外注費として計上された 27,777,780 円は、平成 28 年 9 月末の決算整理仕訳で棚卸資産に振り替えられているが、棚卸資産としての資産性がないため棚卸資産が過大計上となっていた。

(エ) さらに、平成 28 年 9 月末において、コンサルティング料名目の売上を計上しているが、上記のとおりコンサルティング活動の実態がないため売上計上は適切ではなく、売掛金が 16,200,000 円過大計上となっていた。

(3) 平成 28 年 9 月末ののれんに与える影響額

上記、(2) (イ)、(ウ) および (エ) をあるべき会計処理に修正することによる平成 28 年 9 月末時点ののれんの増加額は、上記金額に未収消費税 2,111,113 円を加味し、55,066,667 円である。

## 6. X 国プロジェクトについて

### (1) 特別調査委員会の認定事実・指摘事項

特別調査委員会の調査報告書では、X 国プロジェクトについて、平成 23 年 9 月 13 日 10 時 53 分の A 氏から C 氏に送信した件名「監査対応-X 国プロジェクト」のメールにおいて、A 氏は C 氏に対して「以下の期間按分で毎月認められている売上ですが、納品がされていないと入金がない事を監査の法人に詳しく説明すると、入金されていない部分の売上が取消になる可能性がありますので予めご留意ください。監査期間中に入金があれば、特に取消される可能性はありません。」と伝えていることから、詳細は不明であるが、メールの内容からは、売上の前倒し計上が行われていた可能性が思料されると指摘している。

### (2) 当社の調査結果に基づく認定事実

当社による関係者へのインタビュー、契約書等の関連資料の閲覧および検討の結果、当該売上計上はコンサルティング契約にかかる売上であり、ゴンゾの預金通帳に、契約どおりの入金記録があることを確認できたため、期間按分して売上計上する会計処理は適切な会計処理であったことが判明した。

なお上記メールは、コンサルティング提供先が、その顧客に対して要求水準を満たす品質の納品を期日どおりにできない場合、コンサルティング提供先がゴンゾに対してコンサルティング料を支払わない、すなわちゴンゾの売上が取り消される可能性があることを危惧した A 氏が C 氏に対して注意喚起したものであった。

### (3) 平成 28 年 9 月末ののれんに与える影響額

当該取引に不適切な会計処理はなく、平成 28 年 9 月末ののれんに与える影響はない。

## 7. 調査報告書に記載の取引以外の不適正な会計処理の有無について

### (1) 当社の調査結果に基づく認定事実

当社は、①多額の入金取引および出金取引が同一取引先を相手として行われている場合の当該取引の妥当性の検討、②資金繰り表の通査によるその他



の資金取引先の確認、③ゴンゾの売上取引データの通査、④保全されているメールデータの追加検証を実施することにより、調査報告書に記載されている取引以外の不適切な会計処理の有無について検証を実施した結果、以下の不適切な会計処理を検出した。

(ア) cc 社との e 社持分の譲渡取引における不適切な会計処理

ゴンゾは平成 23 年 9 月 21 日付で締結した「覚書」に基づき、cc 社の e 社出資持分を 83,000,000 円で譲り受けている。ゴンゾは「覚書」締結日時点において cc 社に対して 52,000,000 円の貸付金を有していたことから 83,000,000 円の対価と当該貸付金を相殺し、cc 社に対して 31,000,000 円の債務を負うこととなった。

この取引について、ゴンゾは支払を行うたびに仮払金として処理し、平成 27 年 3 月期にそれまでの支払額から消費税を除いた 13,518,518 円をその他特別損失として計上し、その後平成 28 年年 3 月期に支払った金額 11,000,000 円をコンテンツ仮勘定に計上している。

しかし、本来は「覚書」締結時点で、31,000,000 円の未払金を認識すべきであったことから、平成 28 年 9 月末時点の未払残高 5,500,000 円が簿外債務となっていた。また、調査報告書第二部第三「e 社に対する売上」で指摘されているとおり、e 社はゴンゾに対してアセット・マネジメント業務の報酬に係る支払いができないほどの財政状況であり、また、今後の改善も見込めないことから、e 社持分の簿価 16,500,000 円（コンテンツ仮勘定に計上されている 11,000,000 円と未払残高の見合いの投資額 5,500,000 円）は備忘価格まで評価減すべきであった。

(イ) uu 社との資金取引

ゴンゾは平成 26 年 3 月期において、uu 社からの入金額 29,424,429 円を売上計上し、また、平成 26 年 5 月 31 日に行われた uu 社に対する出金 31,734,040 円を債務免除益のマイナスとして会計処理していたが、当該取引は、資金取引に係る入出金取引であった。そのため、平成 26 年 3 月期の売上計上は架空売上であり、平成 27 年 3 月期の債務免除益のマイナス計上も不適切であり、入出金の差額を利息として、借入期間の経過にともない支払利息として計上すべきであった。ただし、当該取引は平成 28 年 9 月末時点まで完了しており、消費税以外は平成 28 年 9 月末ののれんに影響しない。

(2) 平成 28 年 9 月末ののれんに与える影響額

上記 (1) (ア) および (イ) をあるべき会計処理への修正することによる平成 28 年 9 月末時点ののれんの増加額は、上記金額に未収消費税 319,072

円を加味し、合計 16,180,928 円である。

### 第3 本件疑義等の発生原因について

当社は、事実関係の解明および会計処理の妥当性の検討を含む必要な調査を実施した結果、本件疑義等の発生原因は、以下の2点に集約されるとの結論に至った。

#### 1. 属人的な経理処理および牽制機能の不全

ゴンゾの会計処理はすべて乙氏に一任されており、スキームを含む資金取引の詳細についても乙氏のみが把握している状況であった。加えて、取締役会、監査役会に対する財務状況の報告すら十分に行われず、取締役会による経営の監督、監査役会による経営の監査が機能していなかった。このため、乙氏の決定した会計処理について他者がその適否を確認する機会はなく、ゴンゾにおいて乙氏の会計処理に関する意思決定に対する牽制機能は存在していなかった。

#### 2. 乙氏の規範意識の欠如

上記のとおり、会計処理に関する意思決定権限は乙氏に集中していたが、乙氏は架空売上の計上、資金取引の隠蔽等の不適切な会計処理を明らかに故意に行っており、会計基準を遵守するという規範意識が欠如していたと言わざるを得ない。

以上